郡山市景観づくり推進団体の認定に関する要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、郡山市景観づくり条例(平成16年郡山市条例第15号。以下「条例」という。)第35条及び郡山市景観づくり条例施行規則(平成16年郡山市規則第45号。以下「規則」という。)第27条から第29条までの規定に基づく郡山市景観づくり推進団体(以下「景観づくり推進団体」という。)の認定に関して必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則に規定する用語の例による。 (認定証の交付)
- 第3条 市長は、条例第35条第1項の規定により認定した団体に、規則第28条に規定する通知書のほか、景観づくり推進団体認定証(第1号様式)を交付する。

(活動の報告)

第4条 景観づくり推進団体は、年末又は年度末に景観づくりの推進に寄与している自主的な活動について、市長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第5条 条例第35条第3項に規定するその他景観づくり推進団体として適当でないと認められるときは、景観づくり推進団体としての能力及び適正を欠く場合に該当するときとする。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

景観づくり推進団体認定書

認定第 号

団体名

団体所在地

代表者住所

代表者氏名

貴団体は、「水」と「緑」と「まち」が調和し、美しく魅力あふれる景観をつくり、そだて、まもることにより、誇りと愛着の持てる個性あふれる郡山市の景観づくりの推進に寄与していると認められますので、郡山市景観づくり条例第35条第1項の規定に基づく景観づくり推進団体として認定します。

年 月 日

郡山市長